

特許の国際出願をお考えの方へ



中小企業や大学向けに、
料金が安くなる支援制度
があります



PCT国際出願に係る 料金支援制度のご案内

日本語でPCT国際出願する際、特許庁に支払う料金がトータルで・・・

中小企業
大学

1/2

小規模企業
中小ベンチャー企業

1/3

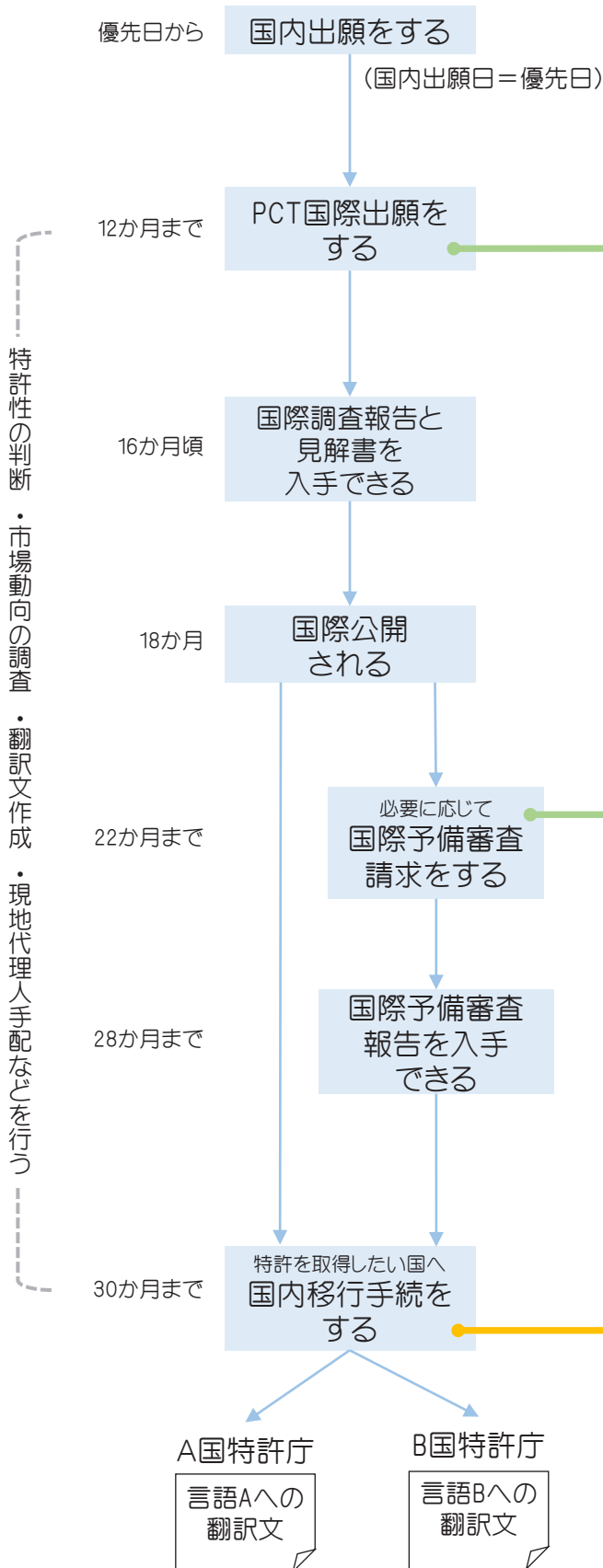
福島浜通り等の
中小企業

1/4



で済みます！ くわしくは次ページ以降をご覧ください

※優先権主張を伴う場合



PCT国際出願・国際予備審査請求に
軽減・交付金制度を利用できます！

対象者

中小企業、大学、小規模企業、
中小ベンチャー企業等が対象！

料金負担

特許庁に支払う料金負担が、
1/2・1/3・1/4 で済みます！

手続

簡単な申請書を提出するだけ！

詳細はP2～5へ→

中小企業等向けに、
国内移行費用等を対象とした
外国出願補助金もあります！

詳細はP6へ→

試算：軽減・交付金の利用がない場合（通常）

①送付手数料	17,000円
②調査手数料	143,000円
③国際出願手数料	178,600円

合計 **338,600円**

試算条件

- ✓オンライン出願（出願書類50枚）
- ✓日本語出願
- ✓日本国特許庁が国際調査を行う
- ✓料金は2022年7月現在

※料金の最新情報は特許庁ウェブサイトをご覧ください。
また、ご自身の出願の具体的な料金は、特許庁ウェブサイトの「手続料金計算システム」で算出することができます。
ぜひご利用ください。



国際出願関係手数料表

検索



軽減・交付金制度を活用すると、
実質負担額が以下の額で済みます！



試算：軽減・交付金を利用した場合

中小企業
大学

169,300円



中小企業（会社・個人事業主）

組合・NPO法人

企業組合、協業組合、事業協同組合等、農業協同組合等、漁業協同組合等、森林組合等、
商工組合等、商店街振興組合等、消費生活協同組合等、酒造組合等、NPO法人

研究開発に力を入れている中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）
試験研究開発費等比率が収入金額の3%超である中小企業等

試験研究機関等

大学、大学等研究者、承認TL0等

中小ベンチャー企業・
小規模企業

112,860円



小規模企業

従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の法人・個人事業主

中小ベンチャー企業

事業開始後10年未満の個人事業主、
設立後10年未満で資本金額又は出資総額が3億円以下の法人

福島浜通り等の
中小企業

84,650円



福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業
を行う中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）

該当する要件は、特許庁ウェブサイトでご確認ください！

PCT国際出願時の手続

※国際予備審査請求についてはP5の6.参照

- ①送付手数料
- ②調査手数料

軽減制度対象(納付する段階で、安くなります)

- ③国際出願手数料

交付金制度対象(一旦満額納付します。その後の申請で所定の割合が交付金として交付されます)

出願人



特許庁

1

軽減申請書の提出

PCT国際出願願書に「軽減申請書」を添付して提出
(=これで①と②が安くなる!)

PCT国際
出願願書

軽減申請書

※必ず出願と同時に提出

2

料金の支払い

- ①送付手数料
- ②調査手数料

軽減後の手数料額を納付
(通常料金の[1/2、1/3、1/4]の額)

③国際出願手数料 一旦満額を納付 (以下、3参照)



3

交付申請書の提出

「国際出願番号及び国際出願日の通知書」の発送日後、かつ
国際出願手数料の納付後6か月以内に「交付申請書」を提出
(=これで③の一部が戻ってくる!)

交付申請書

4

交付金の交付

交付金(銀行振込)

国際出願手数料として納付のあった料金の
[1/2、2/3、3/4]を交付金として交付

- 軽減申請書、交付申請書の様式は特許庁ウェブサイトからダウンロード！
- どちらの申請手続も、申請書のみでOK！ ※登記事項証明書等の証明書類の提出は不要！
- 要件に該当する場合、両制度の申請が可能 ※両制度の要件は同じ！

⇒ 2つの申請をお忘れなく！両制度を漏れなくご利用ください。

手数料軽減申請書の記載要領(例)

【書類名】 手数料軽減申請書(調査手数料等)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【国際出願の表示】
 【国際出願日】 00.00.2022
 【書類記号】 XXXXXXXXXXXXX
 【軽減を申請する者】
 【氏名又は名称(日本語)】 特許 太郎
 【氏名又は名称(英語)】 TOKKYO Taro
 【あて名(日本語)】 XXXXXXXXXXXXX
 【あて名(英語)】 XXXXXXXXXXXXX
 【手数料軽減に関する内容】 **特許法施行令第10条第1号イに掲げる者に該当する者である。**
 【代理人】
 【弁理士】
 【氏名又は名称(日本語)】 国際 花子
 【氏名又は名称(英語)】 KOKUSAI Hanako
 【あて名(日本語)】 XXXXXXXXXXXXX
 【あて名(英語)】 XXXXXXXXXXXXX

- PCT国際出願願書又は国際予備審査請求書と必ず同時に軽減申請書を提出

- ・オンライン手続の場合、軽減申請書のイメージデータを添付(紙媒体の提出は不要)
- ・書面手続の場合、軽減申請書(紙)を添付し、受理官庁に提出

対象要件が第1号イ(中小企業・製造業)の場合
 ※該当する要件によって「第1号イ」の部分は変わります

該当する要件は、
 特許庁ウェブサイトでご確認ください！

交付申請書の記載要領(例)

国際出願促進交付金交付申請書

年 月 日

特許庁長官 殿

申請者 住所 XXXXXXXX
 氏名 特許 太郎

国際出願促進交付金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、国際出願促進交付金の交付について、同条第5項に基づき交付申請に関する誓約事項について同意の上、下記のとおり申請します。

記

1. 出願概要

国際出願番号	PCT/JP2022/999999
国際出願日	2022年X月X日
交付対象手数料	国際出願手数料
納付済金額	178,600円

2. 出願人構成

氏名又は名称	持分割合	申請要件
特許 太郎	-/-	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 第1号イ(交付割合1/2)

3. 振込先口座

金融機関名口座種別	〇〇銀行	〇〇支店	普通
口座番号	XXXXXXXX		
(フリガナ) 口座名義人	トッキョ 太郎		
連絡先	TEL 03-1234-5678		
交付申請額	89,300円		

- まずは満額納付し、所定の期間内に交付申請書を受理官庁へ提出

- 申請方法は紙による手続のみ(オンラインは不可)

申請者の印は不要になりました
 (代理人手続の場合、代理人の印も不要)

特許庁ウェブサイト
 便利な料金計算ツール
 があります！

国際出願手数料の納付済金額が178,600円の場合

対象要件が第1号イ(中小企業・製造業)の場合
 ※該当する要件によって、記載内容が変わります

原則、手続者の振込先口座を記入

交付される額を記入(納付済金額の1/2、2/3又は3/4)
 ※この例では1/2

1. 軽減制度と交付金制度の2種類に分かれているのはなぜですか？

同じ特許庁に納付いただく手数料であっても、実は、①特許庁に対する手数料と、②PCT国際出願制度を運営する国際事務局(WIPO)に対する手数料、の2種類があるためです。

①は軽減制度、②は交付金制度の対象となっています。

2. 出願時に願書に軽減申請書を添付しそびれました。後から軽減申請書を提出できますか？

軽減申請書を後から提出することはできません。

出願と必ず同時に(願書に添付して)提出する必要があります。

3. 出願時に軽減申請しませんでした。交付金の交付申請はできますか？

交付申請できます。

軽減申請をしたかどうかに関わらず、交付金の交付申請時に要件を満たしている方は、交付申請期間内であれば申請できます。

4. 出願時に軽減申請を行った後、名義変更により出願人が変わりました。交付金の交付申請はできますか？

新たな出願人が交付金の交付申請日に要件を満たしている場合、かつ交付申請期間内であれば申請できます。

5. 共同出願の場合、軽減・交付金制度は利用できますか？

利用できます。

その場合、軽減額及び交付額は、申請日における持分割合及び対象要件に応じます。

6. 国際予備審査とは何ですか。国際予備審査請求に必要な料金にも軽減・交付金制度は利用できますか？

国際予備審査とは、国際調査の結果を踏まえて補正をし、改めてその特許性に関する見解を入手したい時などに行う任意の手続です。

国際予備審査請求にかかる料金は、予備審査手数料と取扱手数料の2種類です。

国際予備審査請求にかかる料金も、国際出願にかかる料金の軽減・交付金制度と同じ仕組みで、対象者となる出願人は以下のように実質負担額が1/2、1/3または1/4になります。

予備審査手数料：軽減制度対象(納付する段階で、安くなります)

取扱手数料：交付金制度対象(一旦満額納付します。その後の申請で所定の割合が交付金として交付されます)

国際予備審査請求に軽減・交付金制度を活用すると…



	通常	中小企業・大学	小規模企業・ 中小ベンチャー企業	福島浜通り等の 中小企業
予備審査手数料	34,000円	17,000円	11,330円	8,500円
取扱手数料	26,900円	26,900円	26,900円	26,900円
請求時に支払う額の合計(a)	60,900円	43,900円	38,230円	35,400円
後から交付される交付金(b)	—	13,450円	17,930円	20,170円
実質負担額(a-b)	60,900円	30,450円	20,300円	15,230円

外国出願補助金（中小企業等外国出願支援事業）は、外国への出願を予定している中小企業等に対し、外国特許庁への出願に要する費用の1/2を助成する制度です。対象となるのは、補助金申請時に日本国特許庁に対して出願済みであり、採択後に同内容の出願を優先権主張し、外国特許庁へ年度内に出願を行う予定の案件です。特許では、外国への直接出願と、PCT国際出願の国内移行が対象となります。

PCT国際出願で助成対象となる経費

- ① PCT国際出願の国内移行費用
※日本国特許庁に支払う費用は助成対象外
- ② ①に要する国内代理人・現地代理人費用
- ③ ①に要する翻訳費用

補助率・上限額

補助率	1/2
上限額	1企業あたり： 300万円 1案件あたり： 150万円

助成対象・要件

中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占める者）であって、以下①～④の要件を満たすこと。（※みなし大企業は除く。）

- ① 応募時に既に日本国特許庁に対して出願済みであり、採択後に同内容の出願を優先権主張し、外国へ年度内に出願する予定の案件。
 - ・PCT国際出願の場合は、採択後にPCT国際出願するものも可。
 - ・ダイレクトPCT出願（優先権を主張しないPCT国際出願）の場合は、すでに出願済みであり、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含んでいること。
- ② 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。
- ③ 外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること。
- ④ 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

公募の時期・実施機関

例年 4～7月に実施 ※時期の詳細は、各実施機関にお問い合わせください。

【全国実施機関】

（独）日本貿易振興機構（ジェトロ） 知的財産課 外国出願デスク
TEL:03-3582-5642 E-mail:SHUTSUGANDESK@jetro.go.jp

【地域実施機関】

全国の都道府県中小企業支援センター等（以下の特許庁ウェブサイトでご確認ください。）

外国出願補助金の詳細情報

外国出願補助金の詳細は、特許庁ウェブサイトでご確認ください。



外国出願補助金

検索

<外国出願補助金制度全般についてのお問い合わせ先>
特許庁総務部普及支援課支援企画班
電話:03-3581-1101(内線2145)

PCT国際出願の軽減・交付金制度のウェブサイト情報

軽減・交付金制度の詳細は、特許庁ウェブサイトでご確認ください。



国際出願 軽減措置

検索



国際出願促進交付金

検索



PCT国際出願制度の概要を知りたい方はこちら



PCT国際出願制度の概要

検索



特許庁ウェブサイトからは、

- ★申請書の入手
 - ★料金の最新情報の確認
 - ★手続料金計算システムの利用
- などができます。



★対象要件の確認も忘れずに！！

対象要件として、

- ・従業員数要件
 - ・資本金額要件
 - ・研究開発要件
 - ・大企業に支配されていないこと
- などがあります。

PCT国際出願の軽減・交付金制度についてのお問い合わせ先

【申請手続について】

特許庁国際出願室 受理官庁

☎ 03-3581-1101 内線2643

✉ PA1A31@jpo.go.jp

【制度について】

特許庁国際出願室 企画調査班

☎ 03-3581-1101 内線2642

✉ PA1A00@jpo.go.jp